

児 第 2 1 7 2 号

平成 2 4 年 1 月 4 日

各 医 療 機 関 の 長 様

千葉県健康福祉部長

(公印省略)

子ども医療費助成事業における被用者保険分の審査・支払事務の委託先の変更に
ついて (通知)

本県の母子保健行政の推進につきましては、日ごろ格別の御協力をいただき厚くお礼
申し上げます。

さて、本県では、子ども医療費の審査・支払事務については、国民健康保険分、被用
者保険分ともに千葉県国民健康保険団体連合会へ委託して実施しているところですが、
平成 2 4 年 4 月提出分から被用者保険分については、社会保険診療報酬支払基金へ委託
先を変更する予定でありますのでお知らせいたします。

つきましては、各医療機関におかれましては、別紙に御留意いただき、制度の変更に
御理解、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

担 当

千葉県健康福祉部児童家庭課

子ども家庭支援室 粕谷

Tel : 043-223-2332

子ども医療費助成事業における被用者保険分の審査・支払事務の委託先変更について

千葉県健康福祉部児童家庭課

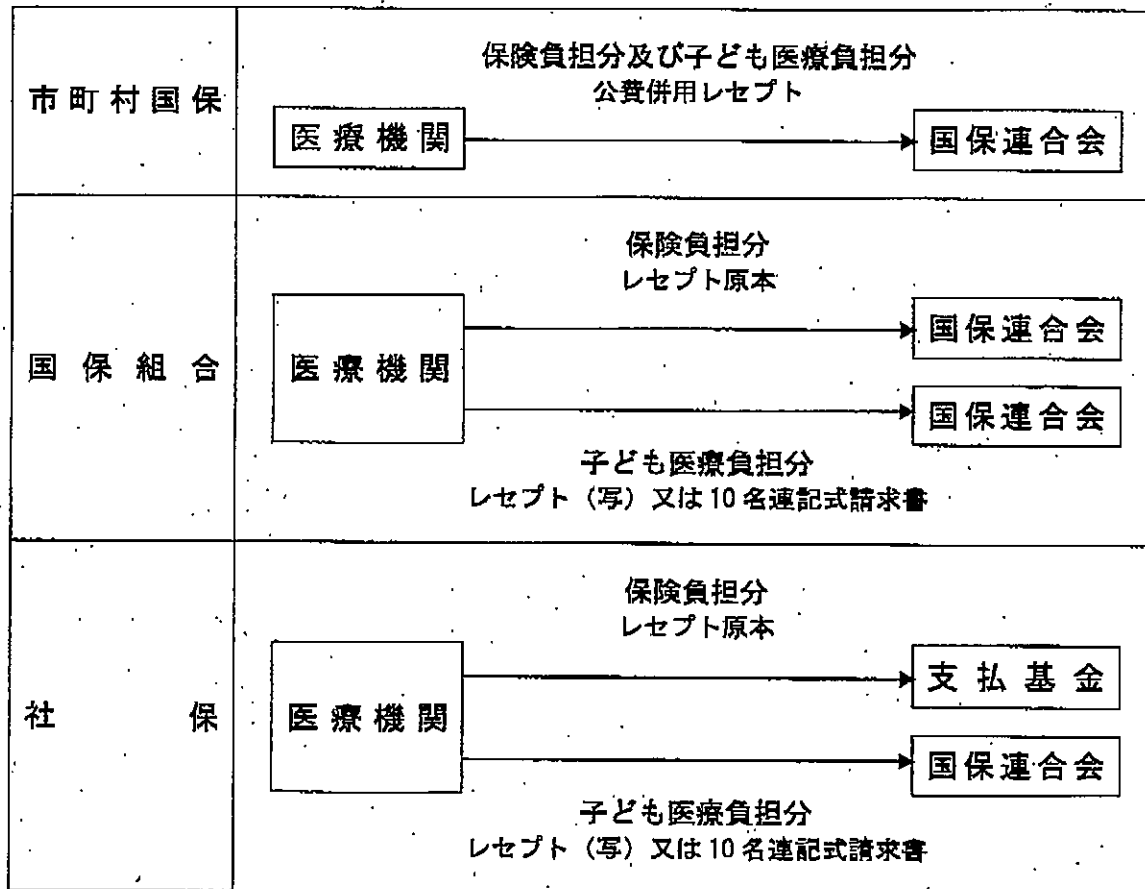
子ども医療費の審査・支払事務については、国民健康保険分、被用者保険分ともに千葉県国民健康保険団体連合会へ委託していますが、平成24年4月提出分から被用者保険分の審査・支払事務の委託先を社会保険診療報酬支払基金へ変更する予定です。

つきましては、平成24年4月提出分からは、子ども医療費の被用者保険分については、社会保険診療報酬支払基金千葉支部へ公費併用レセプトにより請求くださるようお願いいたします。

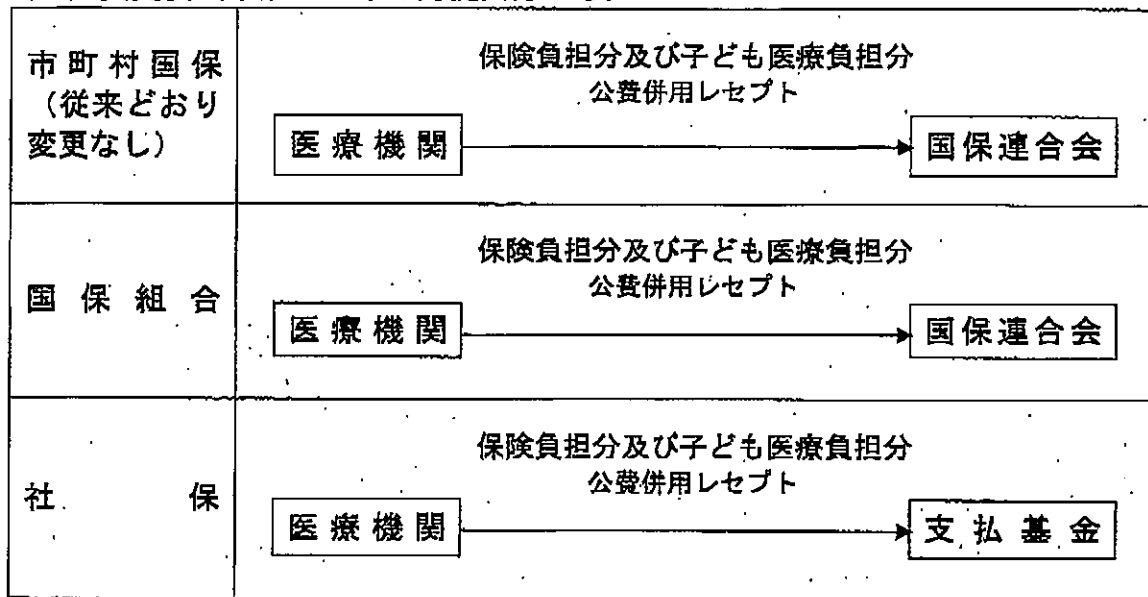
また、これに伴い、レセプトコンピュータの改修等が必要となる場合がありますので、お手数ではございますが、システム開発業者等にご確認のうえ、請求時までには改修等の対応をお願いいたします。

1 請求の流れ

(1) 現行（平成24年3月提出分まで）



(2) 変更後（平成24年4月提出分から）



※ 請求方法は、すべて公費併用レセプトによる請求となります。これまで、社保、国保組合分の請求で作成いただいていたレセプトの写し又は10名連記式請求書による請求は、なくなります。

※ すべて公費併用レセプトによる請求となるため、これまでお支払いしていた医療機関事務手数料（診療報酬明細書等1件当たり30円）は廃止されます。

2. その他

- ・ 請求先の変更については、別途、社会保険診療報酬支払基金から医療機関あてにお知らせがあります。
- ・ 請求方法でご不明な点については、国民健康保険分については千葉県国民健康保険団体連合会へ、被用者保険部分については社会保険診療報酬支払基金へお問い合わせください。
- ・ 医療機関用手引きを1月中に千葉県ホームページへ掲載する予定ですので、こちらも参考にしてください。

○子ども医療費の請求に関するお問い合わせ先

【国民健康保険分】

千葉県国民健康保険団体連合会 業務第一部管理課 子ども医療担当

住 所：〒263-0016 千葉市稲毛区天台6丁目4番3号

電 話：043-254-7364 FAX：043-254-7632

【被用者保険分】

社会保険診療報酬支払基金千葉支部 審査企画部事業管理課

住 所：〒260-8521 千葉市中央区問屋町2番1号

電 話：043-241-9151（代表） FAX：043-238-4337